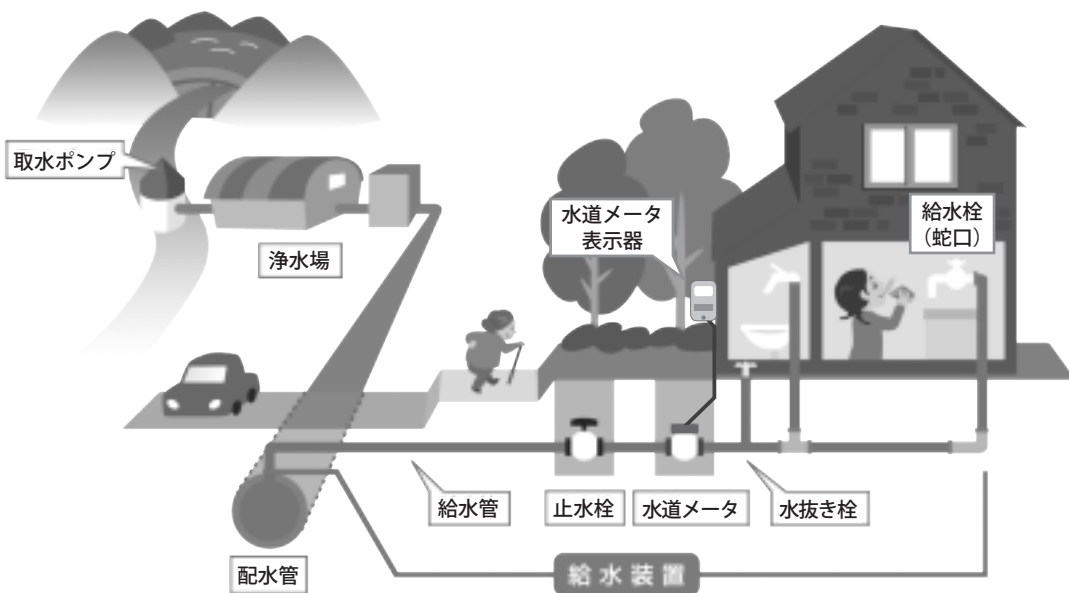


水道週間は、水道についての理解と関心を高めていただくため、厚生労働省が定め、毎年実施しています。水道部では、6月16日から、えべつ環境広場2018に出展します。江別の水道・下水道について紹介するほか、毎年好評の、3種類の水を飲み比べる「きき水体験」も実施します。※環境広場については本誌8・9ページをご覧ください。ご来場をお待ちしています。

【詳細】
水道部総務課
☎ 385-1213

給水装置の管理は適正に



給水装置とは…

水道水を各家庭に届けるために道路に埋められた水道管を「配水管」といい、この配水管から分かれて家庭まで引き込まれた「給水管」、「止水栓」、「給水栓（蛇口）」などの設備や器具をまとめて「給水装置」といいます。

給水装置の工事は 指定工事店へ

水道メータ（表示器含む）以外の給水装置は、個人または設置者の所有物のため、所有する皆さんで管理をお願いします。

給水装置の新設・改造・撤去・修理や止水栓の開閉は、「江別市指定給水装置工事業者（指定工事店）」に依頼してください。※配水管は市の所有物であり、管理は市が行います。

指定工事店は、市ホームページで確認できます。また、土・日・祝日の修理は、江別管工事業協同組合までご連絡ください（☎ 384-3556 午前8時45分～午後5時15分）。



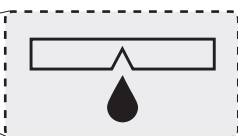
電子式メータで 漏水が確認できます

工事契約は、指定工事店と依頼者で結び、費用は個人負担となります。工事内容などを十分検討してから契約することが重要です。※マンションなどにお住まいの方は、管理会社へお問い合わせください。

電子式メータが設置されているご家庭では、壁などに取り付けられている表示器で使用水量を確認することができます。また、漏水している場合は「漏水警告」が表示されますので、すぐに指定工事店に修理を依頼してください。



（電子式メータ表示器の一例）



漏水警告の表示

24時間連続して水が流れ続けると、上記の表示が点滅または点灯します

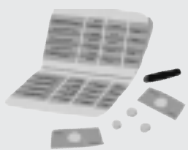
口座振替をご利用ください

口座振替にすると、お客様が指定した市内の金融機関の預金口座から水道料金・下水道使用料が自動的に支払われるため、支払いに向く手間や払い忘れがなくなり、大変便利です。まだ手続きをしていない方は、ぜひご確認ください。

※口座振替の手続きは金融機関の窓口でも可能です。

通帳、印鑑、水道のお客様番号を確認できる物をご持参ください。

【詳細】営業センター ☎ 385-1215



☎ 385-4989

【詳細】水道整備課給排水係

水道メータは、計量法で有効期限が8年と定められており、市が取り替えを行っています。また、いつでも水の使用状況を確認できるなど、見える化によるサービス向上と、検針間隔短縮のため、平成27年度より地下式メータから電子式（地上式）メータへの取り替えを進めています。

